

久慈サンピア日立スポーツセンターの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

久慈サンピア日立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

指定管理者による管理の特例を定めるため、本条例を制定するもの  
あります。

久慈サンピア日立スポーツセンターの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例

久慈サンピア日立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（指定管理者による管理の特例）

- 2 第4条の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間は、市長が管理を行うものとする。この場合において、第6条から第8条まで、第10条及び第11条の規定の適用については、第6条から第8条まで及び第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条中「指定管理者又は使用者」とあるのは「使用者」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。